

事前（日常）対応

1、校内体制の確立

- ア、教職員による校内巡視の実施と警報ブザーの携帯
- イ、非常時の避難場所（複数箇所）の設定と避難経路の確認
- ウ、非常事態発生時の連絡方法・教職員役割分担の確認
- エ、非常時の緊急連絡先の掲示
- オ、教職員に対する緊急対応研修の実施（救命救急、防犯、緊急対応訓練 等）
- カ、幼児・児童・生徒への安全指導（防犯教室、避難訓練の実施 等）
- キ、集団登下校体制の点検
- ク、ボランティア巡視員・警備員との連絡体制確認
- ケ、校区における不審者発見時の学校への通報協力依頼
- コ、子ども 110 番の家等との日常的連携
- サ、校門、フェンス、通学路等の定期的点検の実施

2、来訪者への対応

- ア、来訪者の出入り口、受付（事務室等）までの経路の限定
- イ、登下校時以外は、原則として校門等の閉鎖
- ウ、立て看板、ポスター等による「無断立ち入り禁止」「御用の場合はインターホンを押してください」等の掲示
- エ、モニター付きインターホンの活用
- オ、来訪者名簿の作成と来訪者用プレートの活用
- カ、来訪者への対応体制の確立
- キ、来訪者への適切な声かけの実施

不審者侵入等の非常事態が発生した場合

1、状況判断

- ・レベルA；子どもたちに危害が及んだ場合
- ・レベルB；子どもたちに直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合（火災の発生、凶器保持の不審者侵入等）
- ・レベルC；子どもたちに直ちに危害が及ぶ危険性が低い場合（不使用のプールなどへの異物投入等）

2、迅速な連絡体制

下記の方法による、適切かつ迅速な職員室・管理職への連絡

- ・伝令（教職員、児童生徒）
- ・緊急連絡用携帯電話（緊急連絡後は、管理職が関係機関連絡用として保持）
- ・警報ブザー
- ・緊急通報機器（SハートS）
- ・火災報知ベル 等

3、校内初動体制

- ア、非常事態レベルと対応レベルの判断
- イ、発生現場への応援体制（危機対応担当者の配備）
- ウ、関係機関への通報（警察、消防、病院、保健所、市教委 等）
- エ、警察、消防等が到着するまでの一次対応
- オ、対策本部の設置
〔現場対応・幼児児童生徒対応・保護者対応・教育委員会対応・警察、消防等対応・マスコミ対応等〕

4、対策本部への情報集中と指示の一本化

- ア、防災無線、緊急連絡用携帯電話、市内イントラメール等による外部との連絡方法の確保
- イ、発生現場との情報経路の確保
- ウ、校内放送等による指示
（職員緊急集合は、児童生徒等の安全が確保されている場合のみ）
- エ、幼児・児童・生徒の避難の場合は、予め決められた方法を簡潔に指示する

5、負傷者への対応

- ア、迅速な応急措置と救急車の要請
- イ、搬送幼児・児童・生徒の氏名、学級等の確認の一元化
- ウ、付き添い教諭の把握
- エ、搬送先病院の確認と病院から学校長への状況報告
- オ、保護者への連絡

6、下校の指示

- ア、児童生徒の人数確認
- イ、教職員による、通学路の安全確認
- ウ、家庭への連絡（連絡網、文書等の利用）
- エ、地域・保護者への協力要請
- オ、教職員配置のうえでの一斉集団下校

7、事態の収束

- ア、教育委員会内対策本部等と協議の上、収束宣言
- イ、心のケア、保護者への説明等、事後指導・報告